9-5 災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	河川	国、道、 市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入 と対比して 算定する。
	海岸	JJ	堤防、護岸、突堤等	II .	"
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	"
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防潮堤を 含む)	道施行1カ所 120万円以上	"
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施 設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	IJ
	急傾斜地 崩壊防止 施設	"	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁 壁、排水施設等	11	11
公共土木 施設災事 復旧事負担 国庫負担	道路	国、道、 市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	11
法	港湾	国、管理 組合、市 町村	水域施設(航路、泊地、船だまり) 外郭施設(防波堤、水門、堤防) 係留施設(岸壁、浮標) 、臨港交通 施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	II
	漁港	国、道、 市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	II
	下水道	道、市町 村	公共下水道、流域下水道、都市下水 路	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	"
	公園 等	II	都市公園及び社会資本整備重点計画 法施行令第2条第2号に掲げる公園若 しくは緑地の園路・広場、修景施 設、休養施設、運動施設等	n	11
空港法	空 港	国、道、 市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設)、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)	1 施設 120万円以上	80/100
	農地	道、市町 村、土地 改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10(通 常)、8/10、 9/10(高率 該当分)
	農業用施設	道、市町 村、土地 改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施 設、農業用道路、農地保全施設	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、9/10、 10/10(高率 該当分)
農業害業補定関律 林施復費助措す 産災事庫暫に法		道、市町 村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10~ 6.5/10(通 常)、7.5/10 ~10/10(高 率後)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管 理に属する外郭施設、係留施設、水 域施設)	1カ所 40万円以上	6.5/10(通 常)、9/10、 10/10(高率 該当分)

資料9-5

	共同利用 施設		倉庫、 他	加工施設、	共同作業場、	その	一般災害:1カ所 40万円以上 激甚災害(告示地域に限る。): 1カ所 13万円以上	2/10(一般災 害)、 3/10、 4/10、 5/10、9/10 (激甚災 害)
--	------------	--	----------	-------	--------	----	--	--

適用法令	事業名	事業主体		対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率											
土地改良	農業用施設													業実施	土地改良法第85条、第85条の2、 第85条の3、第87条の2の規定に 基づいて国が実施している土地 改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区に おける1カ所の復旧事業費75万円 以上のものの合算額)が500万円 以上で、当該地区における当該年 度残事業費の100分の1を超えるも の。	
		玉	地区	北海道が、土地改良法第89条の 規定に基づき農林水産大臣から 工事の委任を受けて実施してい る土地改良事業地区	1カ所 75万円超	土地改良法 施行令第52 条第1項第3 号、第4項及											
			事業完	基本事業が完了したもので、当 該土地改良財産を土地改良法第 94条の6の規定に基づき土地改良 区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	び第6項の規 定に基づき 算定する。											
			7.了地区	基本事業が完了したもので、当 該土地改良財産を土地改良法第 94条の6の規定に基づき土地改良 区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧 事業として施行することが必要な とき												
	災住 事業 営備 公復業 営旧	整備	災等	害公営住宅の整備	・天然災害の場合 減失戸数が被災地全域で500戸以 上又は、一市町村の区域内で200 戸以上若しくはその区域内全住宅 の1割以上 ・火災の場合 減失戸数が被災地全域で200戸以 上又は、一市町村全住宅の1割以上	建設又は買取り2/3 (激 甚災害の場 合3/4) 借上げ2/5											
			災領	害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者 負担基準額との差額	2/3(激甚災 害の場合、 当初5年間は 3/4)											
公営住宅法			既調	投公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅 建設の場合の標準建設費を適用	1/2 激場税害す体のり 災、入旧事負率事よ とに業担に業上											
				既請	公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用が かかるもので、かつ、それらの一 事業主体内での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円)以上	ことに高上 げが行われ る。)										
改良住宅 等改善事	災害復旧 事業		既調	段改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設 の場合の標準建設費を適用												
業制度要綱			既詞	设 改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用が かかるもので、かつ、それらの一 事業主体内での合計額が290万円 (市町村の場合は190万円) 以上	1/2											
生活保護法	保護施設	市町村(指 定が中 で中 で除 く。)、社 会等		雙施設、更生施設、授産施設、宿 是供施設	施設整備〜災害復旧費協議額1件 につき80万円以上	1/2											

資料9-5

老人福祉 法・介護 保険法 施設等	市町村 市町村 市指足びを ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健 施設、介護医療院等	II	1/2 又は 1/3
-------------------------	--	---	----	------------------

障害者総 合支援法		市町村 (市及市 市 市 大 で 市 大 会 会 会 会 等 、 社 法 人 等 、 、 社 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	障害者支援施設、障害福祉サービス 事業所等	II.	1/2
売春防止 法	婦人保護 施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	II	"

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉 法	児童福祉 施設等	道、市町都市 市で都核 大学 で い で い い 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	助産施設、乳児院、保育所、児童厚 生施設、児童養護施設、放課後等デ イサービス事業所等	施設整備〜災害復旧費協議額1件 につき80万円以上(保育所及び幼 保連携型認定こども園、幼稚園型 認定こども園については40万円以 上)	1/2 又は 1/3
社会福祉 法等	その他の 社会福祉 施設等	"	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備〜災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2 又は 1/3
感予感患すに装 症のびの対療る は は は	感染症予 防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上設旧簡施復助要水災費易水災費易投資	水道施設 災害復旧 事業	市町村、 一部事務 組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業合む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	本復旧費1,900千円(町村は1,000千円)を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの (簡易水道事業 本復旧費1,000千円(町村は500千	1/2~8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公立学校 施設災害 復旧費国 庫負担法	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市町 村	公立の幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育 学校、特別支援学校、大学及び高等 専門学校の施設(建物、建物以外の 工作物、土地、設備)	施設整備 道80万円以上 市町村40万円以上 設備整備 道60万円以上 市町村30万円以上	2/3 (離島等 4/5)
公校 位 上 登 後 り 費 校 り 費 被 り 要 者 付 要 者 付 り 要 者 付 り 要 者 付 り 要 者 付 り 要 う の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	公立学校 施設災害 復旧事業	道、市町 村	教員住宅、特定学校借上施設、校 舎の新築復旧工事又は補修復旧工事 (構造体の補強等による大規模なも のに限る。)に伴う応急仮設校舎等 及び幼保連携型認定こども園の使用 施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島等 4/5)
	街 路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
都市災害 復旧車補助 に関する 基本方針	都市排水施設等	II	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	II.	"
	堆積土砂 排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が $3 \mathrm{Fm}^3$ 以上であるもの、又は $2 \mathrm{Fm}^3$ 以上の一団をなす堆積土砂又は $20 \mathrm{m}$ 50 m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量 $2 \mathrm{Fm}^3$ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	II
廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律	災害等廃 棄物処理	市町村 (一部事 務組合、 広域連合 含む)	災害その他の事由のために実施した 生活環境の保全上、特に必要とされ る廃棄物の収集、運搬及び処分に係 る事業並びに災害に伴って便槽に流 入した汚水の収集、運搬及び処分に 係る事業等	指定市:80万円以上 市町村:40万円以上	1/2
活動火山対策特別	1)下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする		2/3
措置法 都市局所	2)都市排 水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰 収集し、運搬し及び処分する事業	その都度決定	1/2
管降灰除 去事業費 補助金交	3)公 園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬 し及び処分する事業とする	- ANDREWS	"
付要綱	4)宅 地		建築物の敷地である土地(これに準 ずるものを含む)に堆積した降灰を 運搬し及び処分する事業		IJ